放射能対策

vent Information

開催日

1月 1日(祝)

時間

6:30 ~

7:30

イベント名

天守閣から初日の出を拝む会

イベント掲示板

有・無料

無料

問い合わせ先

白石城管理事務所

備考

平成26年

12月号

間放射能対策室(旧勤労青少年ホーム内) ☎25-3720

東京電力に「白石の状況」を強く訴えていきます

12月4日、東京電力(株)東北補償相談センター加藤 正人所長が来庁しました。

市は、これまでも東京電力(株)に対し、被害への早期 対応と適切な損害賠償を繰り返し要求してきました。し かし、事故被害対策経費の金額を賠償の対象とする当市 の主張に対し、東電は、3年以上経過した今も法令、政 府指示などにより負担を余儀なくされた費用のみを賠償 の対象とすると主張。要求の大半について明確な回答を 得られていないため、あらためて要求書を11月26日に提 出しました。

今回の要求は、これまでの回答で賠償に応じられてい ない項目について強く要求したものです。東北補償相談 センター加藤所長から事故に関する謝罪はあったもの の、回答にはこれまでと同じ言葉が並び、全く誠意を感 じることができませんでした。

風間市長は、この事故の責任の所在はどこにあるのか を踏まえた対応を強く要求し、再度社内で検討した上で 回答書を持参するように申し入れました。

これからも市は、「白石の状況」を強く訴えていきます。 また、今回は平成25年度分の市が負担している事故被 害対策経費についての損害賠償請求書をあわせて提出し ました。

●主な要求項目

- ・市民の精神的苦痛に対する賠償
- ・乳幼児や児童などに対する健康調査の実施
- ・個人で健康調査を受診した費用の賠償
- ・汚染焼却灰の収集運搬に関する損害の賠償
- ・観光業などの風評被害に関する損害の賠償
- ・イノシシなど有害鳥獣の急増に伴う対策に関する損害 の賠償
- ・白石市が負担している費用の賠償



▲同センター加藤所長(左)に要求書を手渡す風間市長

onthly Consultation

定例相談

相談種別	日 時		会 場	電話
人権擁護		10:00~15:00	市役所2階 第2会議室	
行 政	1月15日(木)	10.00 - 15.00	1111文別 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5	生活環境課 ☎22-1314
無料法律		10:00~15:00	市役所3階 第3会議室	
農家	1月9日(金)	10:00~12:00	農林振興センター	農業委員会 ☎22-1256
こころの相談 もの忘れ相談	1月7日(水)	13:00~15:00	健康センター(要予約)	健康推進課 ☎22-1362
障害者	1月14日(水)・28日(水)	13:00~15:00	市役所3階 第3会議室	
補聴器巡回サービス	・リオン:1月9日(金)・20日(火) ・ブルーム(旧ワイデックス):1月27日(火)	13:00~14:00	市役所 1 階 東側和室	福祉事務所 ☎22-1400

※平成27年2月のこころの相談・もの忘れ相談は27ページに掲載しています。

相談種別	日時・会場・問い合わせ先など
いじめ相談 (アイライン)	いじめ問題等対策室(市役所 4 階 教育委員会内) i-line@city.shiroishi.miyagi.jp【24時間メール受け付け】 ※電話相談(☎22-1350)も実施しています(毎週月~金 8:30~16:30)。
家庭児童相談	総合福祉センター 毎週月~金 8:30~16:00 ☎22-1400
高齢者総合相談 (事前連絡必要)	①地域包括支援センター(総合福祉センター内): ☎22-1466 ②在宅介護支援センター茶園:☎25-9955 ③在宅介護支援センター八宮:☎24-5222 毎週月~金 8:30~17:15
青少年相談	青少年相談センター(市役所 4 階) 毎週月・火・木・金 8:30~16:30 ☎22-1342(内線445)
消費生活相談	消費生活相談室 毎週月·水·金 9:00~16:00 ☎22-0783 ※平成26年6月2日(月)から、市役所1階生活環境課内に移転します。
DV・セクハラ相談 (事前連絡必要)	男女共同参画相談支援センター(ふれあいプラザ内) 毎週月·水·金 9:00~17:00 ☎ 22-6035 ※電話相談も実施しています。
障がい者虐待通報	仙南地域障がい者基幹相談支援センター【24時間電話受け付け】 平日: ☎0224-51-5361 夜間・休日: ☎080-3326-1788 ※県南生活サポートセンターアサンテ内(大河原町)。平日は福祉事務所(☎22-1400)でも受け付けています。



場所

白石城天守閣

onsumer affairs consultation

226-3993

契約トラブル注意報!

インターネットの利用における被害「急増するワンクリック請求」

アダルト動画やゴシップサイトな どのリンクをたどって複数のサイト を移動するうち、「有料サイトへの 登録が完了したので代金を支払え」 と請求されるのが、いわゆる「ワン クリック請求」です。

· 3月 3日(火) 16:00

入り口となるサイトはさまざまです

一般的にアダルトサイトが広く知 られていますが、子どもが興味を持 つ「占い」「ゲーム」「アニメ」「小説」 などのサイトも、ワンクリック請求 の入り口になっています。最初に見 たものが無料でも、最終的には全く 別の有料サイトに誘導されています。

個人情報は漏えいしているか? 悪質アプリに要注意

「サイトに個人情報が漏れたので はないか」と心配する人が多いよう

ですが、通常、サイトを閲覧しただ けではサイト側に伝わりません。IP アドレス、ブラウザー名称、携帯電話 やスマートフォンの個体識別番号が 相手に表示されたとしても、それに よって利用者の名前や住所、連絡先 を特定できるわけではありません。

しかし、最近はスマートフォンに インストールした悪質なアプリが、 利用者の電話番号をサイトに送信し たと思われる被害も確認されました。

予防策をしっかりと

- ①提供先が不明など、信頼できない アプリはインストール出来ない設 定にする。
- ②ダウンロードする前にどのような 情報にアクセスするかを示す「ア クセス許可」の中身を十分に確認

する。

- ③個人情報を抜き取るウイルスに感 染しないようにセキュリティー対 策をする。
- 4インターネットに接続するすべて の機器にフィルタリングを設定 し、子どもが使う場合には、パス ワードやロック機能を利用する。

二次被害に注意

連絡しない・支払わない

「代金を支払え」と表示されても、 サイトへあわてて連絡してはいけま せん。こちらの電話番号等が、相手 方に知られる事になります。

「ワンクリック請求」は法的に契 約不成立を主張できるケースもある ので、あわてて支払いや電話をせず、 消費生活相談室へご相談ください。